

令和元年度 中小企業金融のしおり

山梨県の制度融資とは…

県と金融機関が協調して、原則として県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。

県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。

金融機関にお申し込みいただき、金融機関と県信用保証協会の審査の後、融資が実行されます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shougyo/sinkousikin/sinkousikin.html>

山梨県 商工業振興資金

検索 

令和元年7月の改正内容

① 成長やまなし応援融資を創設

中小企業者の生産性向上や働き方改革に向けた取組みを支援

② 小規模企業・起業者向け融資の償還期間を延長

小規模企業サポート融資	{	設備	7年以内	→	10年以内
		運転	5年以内		7年以内
小規模企業強化融資	{	設備	7年以内	→	10年以内
		運転	5年以内		7年以内
起業者支援融資	{	設備	7年以内	→	10年以内
		運転	5年以内		10年以内

融資全般についてのご相談は

中小企業金融相談窓口

TEL:055-223-1554

山梨県商工業振興資金のご相談は

県庁・商業振興金融課

TEL:055-223-1538 FAX:055-223-1547

Eメール:shougyo@pref.yamanashi.lg.jp

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階

山梨県産業労働部

ご利用いただける方

県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者（個人及び法人）、組合及びNPO法人

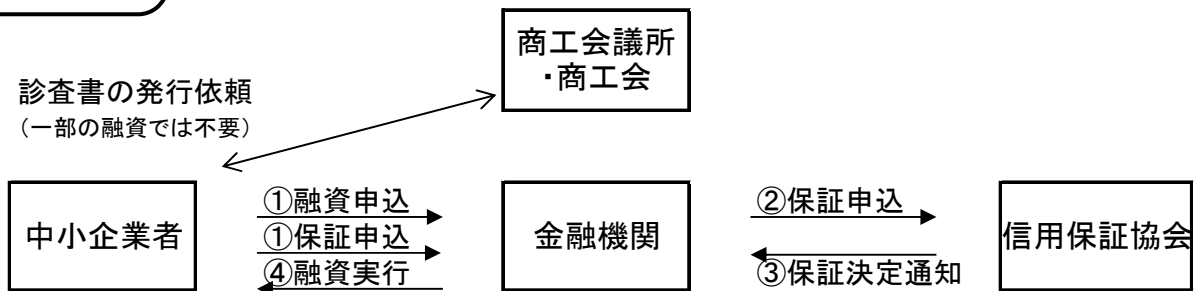
◇中小企業者とは： 従業員数、資本金のいずれかが次に該当する企業

業種		従業員数	資本金・出資金
サービス業		100人以下	5千万円以下
小売業		50人以下	5千万円以下
卸売業		100人以下	1億円以下
製造業・その他(建設・運送・鉱業)		300人以下	3億円以下
特	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
	ソフトウェア業	300人以下	3億円以下
	情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
例	旅館業	200人以下	5千万円以下
	医療法人	300人以下	(条件なし)

◇組合とは： 特別の法律により設立された次の組合及びその連合会
事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等

◇NPO法人とは： 従業員数が300人（小売業の場合は50人、卸売業及びサービス業の場合は100人）以下のNPO法人

融資の流れ



- 金融機関・保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。
- 保証を付けない融資については、金融機関を経由して県商業振興金融課へお申し込みください。

取扱金融機関

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行

※一部の融資については、都市銀行での取扱がありません。

「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

県では「中小企業金融相談窓口」を設置し、県の融資制度の紹介や、様々な金融に関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

相談日	土曜、日曜、祝日を除く毎日
相談時間	午前9時～午後4時（正午から1時までを除く）
相談場所	県庁別館3階（商業振興金融課内）
相談体制	専門相談員1名（勤務日：水・木・金）、商業振興金融課員
問合せ先	中小企業金融相談窓口（商業振興金融課内）Tel055-223-1554

こんな時に利用できます

※融資名と番号は次ページからの一覧表の番号、融資名に対応しています。

事業運営資金の融資を受けたい

- 通常の事業運営に資金が必要なとき ①事業促進融資
- 小規模事業者で事業運営に資金が必要なとき ③小規模企業サポート融資
④小規模企業強化融資

生産性向上、働き方改革を図りたい

- 生産性向上、働き方改革に取り組むとき ⑬成長やまなし応援融資

新たな事業展開を図りたい

- 経営基盤の強化や新たな事業の展開をしたいとき ⑦地場中小企業育成融資
- 観光施設等の新設や改築、改修のための資金が必要なとき ⑧観光施設整備融資
- 企業立地のための資金が必要なとき ⑨企業立地促進融資
- 業種転換、経営多角化、新技術・新製品の研究開発、企業化等の資金が必要なとき
⑫新分野進出支援融資
- 成長分野に関連する事業のための資金が必要なとき ⑬成長やまなし応援融資

起業・創業したい

- 新規に開業するとき ⑩起業家支援融資

資金繰りを改善したい

- 取引先が倒産し売掛金が回収不能となったとき ②経済変動対策融資
(連鎖倒産防止関係)
- 自分の業種が不況業種に指定され、かつ最近3か月の
売上高が5%以上落ち込んでいるとき ②経済変動対策融資
(不況業種対策関係)
- 最近3か月の売上高が5%以上落ち込んでいるとき
又は、仕入価格が上昇しているとき ②経済変動対策融資
(経営環境変動対策関係)

事業環境を改善したい

- 環境対策のための資金が必要なとき ⑭環境対策融資
- 福祉に配慮した施設を整備するための資金が必要なとき ⑮福祉のまちづくり推進融資

経営改善に取り組みたい

- 中小企業再生支援協議会等の支援を受けて経営改善に取り組むとき ⑤経営再生支援融資
- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善に取り組むとき
⑥経営力強化融資

事業を引き継ぎたい

- 事業承継のための資金が必要なとき ⑪事業承継支援融資

山梨県商工業振興資金 融資制度

設備＝設備資金、運転＝運転資金、一企業限度＝設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額

資金名	融資名	融資対象	資金用途	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人
経営安定資金	① 事業促進融資	中小企業者等	①合理化、近代化等に必要な資金 ②一定の自己資本比率以下であり、企業体質の強化に必要な資金 ③経営拡大に必要な資金	責任共有 2.1% *	0.45% ～1.9%	設備 5,000万円 7年以内 (1年) 運転 2,000万円 5年以内 (1年) 一企業限度 5,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
	② 連鎖倒産防止関係	中小企業者等	取引先企業の倒産等による連鎖倒産防止に必要な資金	責任共有 償還期間 5年以内 1.5% 10年以内 1.7%	0.45% ～1.9% 中小企業信用保険法第2条第5項第1号 (大型倒産)の場合 ・全部保証 ・利率 5年以内1.3% 10年以内1.5% ・保証料率 0.9%	運転 8,000万円 10年以内 (1年)	保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	③ 不況業種対策関係	次のいずれかに該当する者 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 ①最近3か月の売上高又は受注量が、前年同期と比べ5%以上減少している者 ②原油及び石油製品等の価格の上昇にもかかわらず、製品価格に転嫁できないため収益が圧迫され、経営の安定に支障が生じている者	責任共有 償還期間 5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	0.8%	運転 5,000万円 10年以内 (1年)		
	④ 経営別安定関係	次のいずれかに該当する者 ①最近3か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少している者 ②最近1か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が20%以上減少見込みの者 ③中小企業信用保険法第2条第5項第7号、第8号に該当する者	責任共有 1.6% *	0.45% ～1.9% (③の場合 0.75%)	運転 2,000万円 7年以内 (1年)		
	⑤ 経営環境関係	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①最近3か月の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少している者 ②原油や原材料価格の高騰等により、最近3か月の売上高に占める「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加している者	責任共有 償還期間 5年以内 1.5% 10年以内 1.7%	0.45% ～1.9%	運転 5,000万円 10年以内 (1年)		

山梨県商工業振興資金 融資制度

設備＝設備資金、運転＝運転資金、一企業限度＝設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人
経営 安 定 資 金	② 経 済 変 動 対 策 融 資	災害 復 旧 機 関 ・ 係	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①法第2条第5項第4号の規定に基づく指定地域内において、1年以上の事業実績があり、災害等の影響を受けた後原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2カ月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者 ②激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第2条第1項の規定に基づく指定区域内において、1年以上の実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けた者 ③大規模な経済危機又は災害等により、法第2条第6項で定める特例中小企業者として認定を受けた者	全部保証 1.4%	0.9% (③の場合 0.8%)	設備 5,000万円 10年以内 (1年) 運転 5,000万円 7年以内 (1年) 一企業限度 5,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
		復興 日 本 大 震 災	次のいずれかに該当する中小企業者等 (政令で指定する被災区域) ①被災区域内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所に直接損害を受けた者 ②平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内に事業所を有する者 ③被災区域内で震災前から継続して事業を行っている者で、震災の影響を受けた後、原則として最近3カ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期比10%以上減少している者	全部保証 1.4%	0.8%	設備 3,000万円 10年以内 (2年) 運転 3,000万円 10年以内 (2年) 一企業限度 3,000万円 ※政令で指定する被災区域 岩手県、宮城県、福島県の全域 青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県 長野県の一部	
	③ 小 規 模 企 業 サ ポ ー ト 融 資	常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業にあつては5人)以下の法人・個人等 [中小企業信用保険法第2条第3項の小規模企業者] (NPO法人は対象外)	事業運営に必要な資金 (本融資申込額と保証協会の既保証債務残高の合計が2,000万円以下であること)	全部保証 1.7%	0.25% ～1.1% (県の補助後の料率)	設備 2,000万円 10年以内 (1年) 運転 2,000万円 7年以内 (1年) 一企業限度 2,000万円	担保:不要 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	④ 小 規 模 企 業 強 化 融 資	常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業にあつては5人)以下の法人・個人等	事業運営に必要な資金	責任共有 1.7% *	0.45% ～1.9%	設備 2,000万円 10年以内 (1年) 運転 2,000万円 7年以内 (1年) 一企業限度 2,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	⑤ 経 営 再 生 支 援 融 資	中小企業者等	山梨県中小企業再生支援協議会もしくははやまなし企業支援ネットワークの経営サポート会議の支援を受けて策定した経営改善計画の実施に必要な資金	責任共有 2.1% *	0.8% 又は1.0%	設備 5,000万円 10年以内 (1年) 運転 5,000万円 10年以内 (1年) 一企業限度 5,000万円	保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	⑥ 経 営 力 強 化 融 資	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに実行及び進捗の報告を行う中小企業者等	事業計画の実施に必要な資金	責任共有 1.8% 全部保証 1.6%	0.45% ～1.75% 又は 0.50% ～2.0%	設備 5,000万円 7年以内 (1年) 運転 5,000万円 5年以内 (1年) 一企業限度 5,000万円	

山梨県商工業振興資金 融資制度

設備＝設備資金、運転＝運転資金、一企業限度＝設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人
地場中小企業等育成資金	⑦ 地場中小企業育成融資	県内に本社を有し、製造業を主たる事業として営む中小企業者等	①経営基盤の強化、経営管理の合理化、技術力の向上、資本装備の充実、人材の育成のための資金 ②新たな事業の展開、技術・情報の交流、市場の開拓、商品開発力の強化のための資金	責任共有 2.0%	0.45% ～1.9%	設備 5,000万円 7年以内 (1年) 運転 2,000万円 5年以内 (1年) 一企業限度 5,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	⑧ 観光施設整備融資	中小企業者等	観光施設等の新設や改築、改修に必要な資金	責任共有 2.1%	0.45% ～1.9%	設備 1億円 10年以内 (2年)	
	⑨ 企業立地促進融資	工業団地等に立地しようとする企業	立地するために必要な資金	責任共有 0.7%	0.225% ～0.95% (県の補助後の料率)	設備 5億円 10年以内 (3年) 土地取得を含む	
新産業	⑩ 起業家支援融資	次のいずれかに該当する者 ①新規に事業を始めようとする者又は開業後5年未満の者 ②分社化しようとする者又は分社化後5年未満の者	開業、分社化等に必要な資金 (ただし、NPO法人は対象外)	全部保証 1.5%	0.30% ～0.45% (県の補助後の料率)	設備 3,500万円 10年以内 (1年) 運転 3,500万円 10年以内 (1年) 一企業限度 3,500万円 (ただし、新規に事業を始める者については、2,000万円を超える部分は自己資金の範囲内)	担保:不要 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
		女性・若者・シニア支援枠 新規に事業を始めようとする者又は開業後5年未満の者で、女性・若者(34歳以下)・シニア(55歳以上)のいずれかである場合	全部保証 1.3%				
		移住者支援枠 新規に事業を始めようとする者又は開業後5年未満の者で、県内に移住後5年を経過していない場合	全部保証 1.2%				
業開発資金	⑪ 事業承継支援融資	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①中小企業経営承継円滑化法に基づく県の認定を受けて事業承継を行う者(※) ②事業引継ぎ支援センター又は専門家の支援を受けて事業承継計画を策定し、実行する者 ③M&Aにより事業承継を行う者	事業承継に必要な資金 (※)融資対象①については、認定を受けた中小企業の代表者個人も融資対象	責任共有 1.5%	0.125% ～0.95% (県の補助後の料率)	設備 1億円 10年以内 (2年) 運転 5,000万円 5年以内 (1年) 一企業限度 1億円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	⑫ 新分野進出支援融資	中小企業者等	①他の業種への転換又は品種転換に必要な資金 ②多角化経営に必要な資金 ③営業譲受等を行う資金 ④中小企業等経営強化法等の計画認定に基づく資金 ⑤デザイン及び新技術・新製品等の研究開発や企業化・商品化に必要な資金 ⑥企業体質強化のための販路開拓等(海外を含む)に必要な資金	責任共有 1.5%	0.15% ～0.95% (県の補助後の料率)	設備 8,000万円 10年以内 (2年) 運転 3,000万円 5年以内 (1年) 一企業限度 8,000万円	

山梨県商工業振興資金 融資制度

設備＝設備資金、運転＝運転資金、一企業限度＝設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人
新産業開発資金	⑬ 成長 やまなし 応援融資	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①生産性向上に関連する認定等を 取得するなどしているもの ②働き方改革に関連する認定等を 取得するなどしているもの ③成長分野に関係する事業を営むもの ※具体的な対象については、次ページの一覧表を参照してください。	事業運営に必要な資金 (融資対象によっては、資金使途に 定めがある場合があります)	責任共有 1.5%	0.225% ～0.95% * (県の補助後 の料率)	設備 1億円 10年以内 (1年) 運転 2,000万円 5年以内 (1年) 一企業限度 1億円	金融機関又は信用保 証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として法人代表者 以外の連帯保証人は 不要
	環境等 対策 資金	⑭ 環境対策 融資	中小企業者等	①事業活動で生じる大気汚染、水質の 汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を 防止するための施設整備に要する資金	責任共有 1.8%	0.45% ～1.9% *	設備 5,000万円 7年以内 (1年)
②「代替フロン」「脱フロン」のための設備 整備に要する資金							
③ISO14000認定取得及びHACCP(ハサ ップ)導入資金							
④地震災害の防止対策のための施設・ 設備の整備に要する資金							
⑤特定防火対象物の防火対策のために 必要な施設・設備の改善に必要な資金							
⑥リサイクル等に資する施設・設備の 整備に要する資金							
⑦EV・FCV・低排出ガス車に認定された 自動車の購入、粒子状物質減少装置 の整備に要する資金							
⑧山小屋等のトイレの整備に要する資金					設備 5,000万円 10年以内 (1年)		
⑨産業廃棄物を処理するための施設・ 設備の整備に要する資金及び産廃 業者の運転資金					設備 2億円 10年以内(2年) 運転 2,000万円 7年以内(2年) 一企業限度 2億円		
⑩省エネルギーに資する施設・設備の 整備に要する資金					設備 1億円 10年以内 (1年)		
	⑮ 福祉の まちづくり 推進融資	中小企業者等	事業所、店舗等の新築及び改修に際し、障 害者等に配慮した施設・設備の整備に要す る資金	責任共有 1.8%	0.45% ～1.9% *	設備 3,000万円 7年以内 (1年)	

※「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証(金融機関の負担はゼロ)する制度です。

※保証を条件としない場合の利率は、全部保証の利率に0.3%上乗せした利率又は責任共有の利率に0.1%上乗せした利率となります。

*のある融資については、条件が整った場合に限り全部保証でも利用が可能な場合もあります。

成長やまなし応援融資 対象一覧

区分	融資対象	認定制度などについてのお問合せ先・電話番号
生産性向上	(1) 生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定事業者 (2) 中小企業生産性向上促進事業費補助金（IoT導入トライアル事業、IoT導入モデル事業）に採択された事業者 (3) BCPを作成または見直し、その内容が事業継続のための取組として適切なものであることについて、山梨県中小企業団体中央会の確認を受けた事業者 ※設備資金は、認定された計画等に係るものに限ります。	(1) 各市町村の産業振興部署 (2) 山梨県 新事業・経営革新支援課 055-223-1544 (3) 山梨県中小企業団体中央会 055-237-3215
働き方改革		
子育て女性活躍	(4) 男女共同参画推進事業者等表彰を受けた事業者 (5) 「くるみん」、「プラチナくるみん」の認定事業者 (6) 「えるぼし」の認定事業者	(4) 山梨県 県民生活・男女参画課 055-223-1358 (5) 山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851 (6) 山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851
若者・障害者雇用	(7) 「ユースエール」の認定事業者 (8) 障害者雇用優良事業所等表彰を受けた事業者	(7) 山梨労働局 訓練室 055-225-2861 (8) 山梨県 産業人材育成課 055-223-1566
健康、安全衛生	(9) 「やまなし健康経営優良企業」の認定事業者 (10) 「健康経営優良法人」の認定事業者 (11) 「安全衛生優良企業」の認定事業者 (12) 中小企業労務改善優良団体等知事表彰を受けた事業者	(9) 山梨県 健康増進課 055-223-1493 (10) 経済産業省 ヘルスケア産業課 03-3501-1511 (11) 山梨労働局 健康安全課 055-225-2855 (12) 山梨県 労政雇用課 055-223-1561
地域貢献	(13) 「消防団協力事業所」の認定事業者	(13) 各市町村の消防関連部署
成長分野	(14) 以下の分野に係る事業を営むもの ① 水素・燃料電池関連産業 ② 医療機器、健康関連機器・サービス等のヘルスケア関連産業 ③ 地域資源や「やまなしブランド」を活用する製造業、商業・サービス業 ④ 県産の農林水産物を活用した製品の製造・加工・販売関連産業 ⑤ クリーンエネルギー関連産業 (15) やまなしトライアル発注商品等認定制度の認定事業者（設備資金は、認定された商品等に係るものに限ります。）	(14) 山梨県 商業振興金融課 055-223-1538 (15) 山梨県 新事業・経営革新支援課 055-223-1544

注 認定などの有効期間の定めがあるものは、その期間内であるもの、定めがないものは、認定などを受けてから3年以内のものが対象です。

融資申込時 必要書類一覧

県が定める様式は、全て県ホームページでダウンロードできます。(「山梨県 商工業振興資金 様式」で検索)

区分	事業促進 融資	経済変動対策融資						小規模 企業 サポート 融資	小規模 企業 強化 融資	経営再生 支援融資	経営力強 化融資	地場中小 企業育成 融資	観光施設 整備融資	企業立地 促進融資	事業承継 支援融資	起業家 支援融資	新分野 進出支援 融資	成長 やまなし 応援融資	環境対策 融資	福祉の まちづくり 推進融資
		連鎖倒産 防止関係	不況業種 対策関係	経営 安定化 特別関係	経営環境 変動対策 関係	経済危機 ・ 災害復旧 関係	東日本大 震災復興 関係													
申込書(様式No.1)	○							○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
条件変更申込書(様式No.1-2) ※条件変更の場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財務書類(直近2期の決算書) (※は事業開始後1年以上経過の場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○
納税証明書 (県税に未納の税額のないことの証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
診査書 (商工会議所若しくは商工会) (※は指定の成長分野に係るものに限る)	○							○	○			○	○	○	○	○	○	○※	○	
見積書 (設備資金のみ)	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
証明書(建築基準法等により許可を必要とする場合、関係省庁の発行したもの)	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承諾書(新築、増改築する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの)	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
許可等等の写し (必要な業種に限る)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村長が発行する認定書 (※は必要な場合に限る)		○※	○	○※			○	○							○※					
申立書		○		○	○															
市町村長が発行する罹災証明書							○	○												
事業計画書 (※は必要な場合に限る)										○	○	○	○	○	○	○	○	○※	○	○
要件に該当することが確認できる資料 (必要な場合に限る)															○		○			
金融機関等意見書										○							○			
支援内容を証明する書面 (※は必要な場合に限る)											○				○※					
運転資金使途明細書										○	○						○			

・申込者がNPO法人である場合、上記書類に加えて、特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等が必要になります。
 ・借換の場合は、通常の新規融資の申込みと同様に申込書(様式No.1)、各融資における必要書類に加え、事業計画書、金融機関の同意書を添付して申込んでください。

各種制度のご案内

短期事業資金(運転資金)

融資対象	年利率	貸付期間	貸付限度額	取扱窓口
従業員数20人以下の中小企業者等※	責任共有 1.6% 保証なし 1.7%	6ヶ月以内	法人、個人とも、 500万円	山梨中央銀行・信用金庫・ 信用組合
事業協同組合等	責任共有 1.4% 保証なし 1.5%		7,000万円	
事業協同組合等の構成員	責任共有 1.6% 保証なし 1.7%		500万円	

※ 商業・サービス業は5人以下

設備貸与制度

()は、特別料率

融資対象	区分	料率	貸与期間	貸与限度額	取扱窓口
従業員数20人以下の中小企業者等※	割賦	2.20% (1.6%又は2.8%)	10年以内 (据置1年以内)	100～10,000万円	やまなし産業支援機構 055-243-1888
	リース料率	2.969～1.010% (2.938～0.982%) 又は (3.001～1.037%)	3年～10年		
中小企業者	割賦	2.25% (1.65%又は2.85%)	10年以内 (据置1年以内)		
	リース料率	2.972～1.012% (2.941～0.985%) 又は (3.003～1.040%)	3年～10年		

※ 商業・サービス業は5人以下

信用保証協会のご案内

山梨県信用保証協会は、中小企業のみなさんが、金融機関から融資を受けられる場合に、みなさんの保証人となって借入れを容易にすることを目的に設立された公共機関です。

山梨県信用保証協会

本	所	甲府市飯田2-2-1 (中小企業会館内)	(055)235-9700(代)
富士吉田支店	富士吉田市下吉田	2-31-14	(0555)22-0992(代)

◎ 山梨県信用保証協会では、おおむね次の条件を満たした中小企業者を対象としております。

規模 (資本金額と常時使用する従業員数)

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※規模は資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していればよいことになっています。

※事業協同組合等も対象となります。

※一部保証の対象とならない業種がありますので、保証協会または金融機関にお尋ねください。

※製造業等には、運送業、建設業、鉱業を含みます。

◎ 山梨県信用保証協会では、一般保証や根保証などさまざまな信用保証を用意しています。また、一般保証とは別枠で利用できる特例保証制度もあります。

◎ ご負担いただくのは信用保証料だけです。県の制度融資ご利用時の信用保証料は、年率1.90%以内です。